

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例
相模原市火災予防条例(昭和 48 年相模原市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 48 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第 48 条の 3 消防長は、防火対象物を利用する者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又は令若しくはこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

不特定多数の者が利用する防火対象物において、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)又は消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)若しくはこれに基づく命令により設置が義務付けられている消防用設備等の状況が当該法令等の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることとする規定を追加いたしたく提案するものである。